

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位	
A2	1111	訪問型独自サービスⅠⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合				1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠⅠ日割			1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅠⅡ		(2) 1週に2回程度の場合				2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅠⅡ日割			2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅠⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅠⅢ日割			3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅡⅠ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合				287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅡⅡ		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179		
A2	2621	訪問型独自サービスⅡⅢ				(二)所要時間45分以上の場合		220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合				163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ日割				日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ日割				日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ日割				日割の場合÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅡⅠ		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅡⅡ			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅡⅢ				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算		-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算		-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算		-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅡⅠ		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅡⅡ			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅡⅢ				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等に行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算						
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算					1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算					1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算					1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算					1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算					1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算					1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算					1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算					200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）			100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 単位加算	50単位加算				50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ				(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ				(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ				(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ				(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算			